

SGEC 森林認証及び分別・表示事業体認定 審査報告書

東河内株山共有林 所有森林及び事業体

平成 19 年 6 月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I. 東河内株山共有林 所有森林及び分別・表示事業体の概要

II. 審査経過

III. 東河内株山共有林 所有森林及び分別・表示事業体の審査における判定事由書

IV. 東河内株山共有林 所有森林及び分別・表示事業体の関係資料等
(森林の概要、管理体制図等の確認資料一覧・審査写真等及び審査判定表)

東河内株山共有林の概要

1. 森林の所有者 長野隆一外 6 7 名
2. 森林の管理者 長野隆一
3. 認証の区域 兵庫県宍粟市一宮町東河内出石 1646-1 外
4. 森林の面積 289.59ha
5. 団地数 2 団地(中坪、本谷)
6. 森林の資源構成

年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	合計	
人	スギ	2.08	1.70	2.52	4.11	13.44	2.61	18.32	25.99	50.84	9.58	1.54	12.41	1.04	7.63	3.53	157.34
				124	421	3,164	444	3,882	6,710	16,272	3,508	403	4,669	438	3,752	1,783	45,570
	ヒノキ	2.14		0.39	5.10	9.50	1.90	4.88	2.94	33.33	40.62	4.75	3.93	0.57		1.25	111.30
				14	220	643	292	731	469	8,240	11,683	1,315	1,317	179		454	25,557
	計	4.22	1.70	2.91	9.21	22.94	4.51	23.20	28.93	90.37	50.20	6.29	16.34	1.61	7.63	5.28	275.34
工	マツ								6.20							0.50	6.70
									1,253							151	1,404
	その他 針葉樹																
	計	4.22	1.70	2.91	9.21	22.94	4.51	23.20	28.93	90.37	50.20	6.29	16.34	1.61	7.63	5.28	275.34
				138	641	3,807	736	4,613	7,179	25,765	15,191	1,718	5,986	617	3,752	2,388	72,531
天然 林	針葉樹																
	広葉樹		0.29						3.46	2.35	8.13						14.23
			4						357	251	875						1,487
	計		0.29						3.46	2.35	8.13						14.23
		4						357	251	875							1,487
小計(①)		4.22	1.99	2.91	9.21	22.94	4.51	23.20	28.93	93.83	52.55	14.42	16.34	1.61	7.63	5.28	289.57
		0	4	138	641	3,807	736	4,613	7,179	26,122	15,442	2,593	5,986	617	3,752	2,388	74,018
竹林																	
伐採跡地																	
未立木地																	
更新困難地																	0.02
放牧採草地																	
除地																	
その他																	
小計(②)																	0.02
合計 (①+②)		4.22	1.99	2.91	9.21	22.94	4.51	23.20	28.93	93.83	52.55	14.42	16.34	1.61	7.63	5.28	289.59
		0	4	138	641	3,807	736	4,613	7,179	26,122	15,442	2,593	5,986	617	3,752	2,388	74,018

1. 上段:面積(ha)、下段:材積(m³)

2. 竹林、伐採跡地、未立木地、更新困難地、放牧採草地、除地、その他は面積のみ

7. 地域の概要

全県土の約 7.8% を占める宍粟市の林野率は 89% と県平均林野率 63% と比較して高く、人工林面積においては県下の 20% を占めているなど、豊富な森林資源を有している。

宍粟市はこの森林資源を背景に、古くから木材・木工製品・家具等が地場産業として栄

え、林業は地域の基幹産業となっている。

しかしながら、木材市況の低迷などから、年間素材生産量は平成 11 年の 51, 179 m³から平成 14 年の 45, 479 m³へと減少している。平成 15 年には 52, 316 m³と生産量が増加したが、平均すると概ね近年は 50, 000 m³前後で推移しており、森林所有者の経営意欲が低下している状況にある。

今後は、森林の団地化や林道や作業道整備、高性能林業機械の整備などによる原木の安定供給を推進するとともに、生産流通加工施設の整備や森林認証制度の取得推進、展示販売施設の整備などによる流通加工販売システムの構築を進め、「儲かる林業」を目指している。

8. 東河内株山共有林の沿革

元来この林野は東河内住民 1 7 8 戸の共有地であったが、明治 2 5 年当時に紛争が起こり 4 8 戸は売却し、1 3 0 戸は山林を分割取得して登記する事とし、1 3 0 名の署名捺印により 8 箇条からなる山林共有者規約証書を作成し、山林 5 筆に対し平等の共有権を有する事となった。

初代管理者は焼山久吉氏であり、遠く奈良吉野まで出向いて植林の方法を学んだ。

それから後、植林事業を進めて行き、事業が軌道に乗り始めると売却された林野を買い戻し、夫役による植林と下刈の時代を経て、収入間伐また皆伐とサイクルを重ねて昭和期には常用の労務者を雇い、年々伐採する植林は約 3 町歩、そしてその伐採跡地に次々と整地してスギ・ヒノキを植え込み、補植・下刈・枝打と毎年使用する労務者は延べ 1, 5 0 0 余名とその労賃も地域住民を潤す事となった。

9. 林道・作業道

林道	5, 3 8 2 m	5 路線
作業道	2, 9 0 0 m	1 路線
総延長	8, 2 8 2 m	6 路線

10. 施業履歴

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
下刈り (ha)	4.22	4.22	4.22	4.22	0
間伐 (ha)	1.95	26.21	23.18	23.56	33.18
枝打ち (ha)	1.24	1.69	0	0	0
作業道開設 (m)					5,277
木材販売量 (m ³)					3,001
木材販売高 (千円)					25,446

11. 森林被害の記録

平成14年に本谷地区墨山の再造林地において、干害が発生した。

平成16年に中坪地区出石において、台風による風倒木被害が発生した。

	病 害	虫 害	獣 害	森林火災	気象害	年度合計
平成12年						
平成13年						
平成14年					0.9 ha (干害)	0.9 ha
平成15年						
平成16年					2.3 ha (風害)	2.3 ha
平成17年						
平成18年						
合 計					3.2 ha	3.2 ha

12. 東河内株山共有林の経営方針等

東河内株山共有林の経営方針等は以下の通りである。

(1) 協業活動としてもっとも重点としている事項

設立より四世代に亘り絶え間なく手入れをされて来た「山林」の恩恵に感謝し、豊かな環境と誇りを維持しながら子孫に永遠に引き継いで行く事を経営の最終目標としている。

兵庫県林業の最大生産地の宍粟市内に於ける、共有山林としてのトップブランド化を目指している。

また今年度より取り組んでいる森林見学ツアーの継続的開催や、低コスト列状間伐地及び県民緑税による出石地区の針広混交林整備事業地を展示林として一般に解放し、山林の入口や隣接地との境界に自山の材による標識を設置して見学者の受け入れを積極的に実施

し、併せて経営状況等もオープンにして林業再生への取り組みをPRする。

風倒木処理跡や強間伐跡には混交林化を進め、直根をよく発達させ土砂崩れなどの防止に大きく貢献すると思われるコナラ・クリ等の広葉樹を積極的に植栽し、併せて地域生息動物の餌場となるような試みも推進している。

近い将来には、隣接している東河内生産森林組合とも一致協力して、約1千ヘクタールの広範囲に対して、自然に生かされていることを体験するゾーン、自然と共に生きていることを体験するゾーン、自然を活用しながら生きることを体験するゾーン、川辺の人工林を伐採して自然の回復を見守り、壊した自然を再生しながら生きることを体験するゾーンの設定も役員の提案として出て来ている。

(2) とり入れている技術の特徴

高性能林業機械による経費1立方メートル当たり5,000円の超低コスト列状収入間伐によって、ヘクタール当たり125万円の手取りを実現する事が出来たが、間伐跡地への植林方法については獣害等も考慮しつつ、10年後の2度目の列状間伐の時までには解決をする必要がある。

大径木については2残1伐とし、若年木についてはまず3残1伐として数年後に真ん中を間伐する2残1伐の方法とする。

(3) とり入れている林業経営の特徴

① 計画性

平成元年4月～6年3月まで5ヵ年計画、平成6年4月～11年まで5ヵ年計画、平成14年4月～18年3月まで森林整備支援活動交付金制度を取り入れた5ヵ年計画により施業を行った。

今後は新5ヵ年計画を樹立して取り組み、宍粟市及び協同組合「しそうの森の木」との共催による産地見学会を通して、都市部の人に山の役割を広報して行くこととしている。

出石地区の95.4haについては30haの針広混交林整備事業に対しての10ヵ年計画を出発点として、周辺に路網を延長整備して構成員の中より最新機械による環境に配慮した低コスト収入間伐の技術を習熟してもらい、地域の活性化を誘導しつつ地域林業復興のモデルとなる様に願って施業を行いながら広く一般にも公開して行く予定である。

② 今後の重点方向

共有林では、3年前より取り組んでいる108年ぶりの新規約の制定を目指している。

中坪地区出石の隣接地には中坪自治会による30haの里山整備林があり炭焼き施設や五右衛門風呂・遊歩道が整備されていることから、出来る限り間伐地もオープンにして、森林浴も楽しんでもらうことも考えている。

本谷地区には分収林を除いて195haの団地があることから、防災上の地形を勘案して3残1伐の列状収入間伐と従来の地元素材業者に委託しての択抜切捨て間伐を実施し、後に小面積単位で皆伐して収入とし、2年以内に再造林する方法を併用していく事を考えている。

間伐施業地の状況、特に災害発生に配慮した地形を考慮して、一括発注した上で施業者に低コスト型と従来型と共同体を組んでももらう事も計画している。

既存の広葉樹は天然更新とし、さらに小面積伐採跡地は積極的に混交林化を推進する。
材質が同程度である660㍍を有する東河内生産森林組合が隣接しており、こことタイアップして上質な宍粟材の安定供給の発信基地が構築出来れば宍粟林業の再生に向けた突破口が開くのではないかと期待している。

③ 東河内株山共有林の経営内容

森林面積371.45haの内80.93haを独立行政法人緑資源機構に分収造林契約し、残り290.52haを管理している。(公衆用道路を含む)

中坪地区出石 95.44ha 本谷地区墨山・古峠・水無・滝谷 276.01ha

東河内地区在住者の所有を原則としており、当初は1戸に平等に1株の所有であったが、個人的理由から個々の所有権が売買され、現在は最高10株所有者から1株所有者まであって構成員数は59戸68名となっており、総株数は117株(13株は株山が買取消却)である。また最盛期には一株が750万円で売買されている。

構成員夫々の持分登記であったが相続等で煩雑となり、平成15年に権利能力なき団体として代表者(管理者・副管理者)2名の登記とし現在に至っている。

役員は管理者1名・副管理者1名、会計1名・評議員4名の合計6名で、東河内地区は4自治会の連合であり、評議員は各自治会より選挙によって選ばれ、管理者と副管理者は全体より直接選挙で選ばれる。

役員の中には消防団長が1名、自治会長が2名、司法書士が1名、農協組合長経験者が1名いる。

平成12年の皆伐収入の分配残金を運営費として残しており、間伐収入と補助金に頼って借入金無しで運営していたが、18年度より取入れた12.36ヘクタールに対する高性能林業機械による間伐収入により夏と冬に利益の分配を実施した。

地区住民による常用の労務者での手入れは高齢化が進み、平成10年にひとりになったのを期に廃止し、地域の活性化という意味で構成員の中から専門的に山林作業が可能な1チーム2名以上で登録をしてもらい、間伐や下刈りの施業地を年度毎に入札或いは話し合いで振分けている。

また大型機械を所有して自前の労務者での施業は、機械の維持管理費及び傷害保険の負担が非常に大きいので現段階では考えていない。

事務所は管理者宅としており、年間6～7回開催の評議員会は自治会公民館を借用している。

④ その他特記すべき事項

初代管理者の焼山久吉氏を題材にしたミュージカル「杉の木の讃」が上演され、地元の小学校の学習発表会でも度々上演されている。

電子タグ実用化第1号を兼ねて、第4の建築工法としてジェイポッドシステム県営住宅用材の出荷をした。

所有山林内の30haにおいて兵庫県民緑税投入による針広混交林整備事業を県下第1号モデルとして実施している。

108年前より現在まで管理者による総会議事録、評議員会議事録、主な出来事等の記録が保存されている。

(4) 東河内株山共有林の環境方針

新規約における本団体の目的に「構成員と地域の為に良好な環境と水源地を確保する」ことを掲げ、水土保持に配慮して上水道取水口付近の水辺の人工林を伐採して、自然の回復を見守りながら積極的に広葉樹も植栽して行く。

さらに生物多様性の保全にも配慮して、施業者に対しては管理マニュアルに従って使用する燃料、オイル等の最小限の林内持込と管理の徹底を指導する。

環境保全に関する法令を遵守し、併せて病虫害防除に関しては過去現在を通して林業用薬剤は使用していないし、将来においても使用しない様に努力する。

経営と環境の両立をめざし、バランスの取れた運営に努力する。

林道の一部舗装化に伴って不法投棄ゴミの増加が見受けられていたが、宍粟市及び警察署との連携による巡視の強化と早期発見及び早期撤去により減少傾向にあるので、さらに看板等を増やししながら不法投棄ゴミゼロを目指す。

林内10箇所を設置した標柱に火の用心のプレートを付けており、人的な山林火災の発生防止に努めているが、異常気象によると思われる落雷火災の発生が危惧されるので、早期発見に努めてヘリコプターの投入と直列高圧送水等による迅速な消火活動により、被害を最小限に留める努力をする。

(5) 施業基準

原則として、宍粟市（旧一宮町）森林整備計画の施業基準を遵守する。

また、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」を遵守する。

上記施業基準を満たすものであれば、個々の施業基準を遵守する。

(6) 病虫害対策

病虫害に対しては、健全な森林育成に努め、病虫害の発生の抑制に努める。原則として林業薬剤は使用しないが、今後、植生に異常をもたらすような病虫害が発生した場合には、「林業薬剤管理マニュアル」に従い、最小限の使用をすることもあり得る。

(7) 気象災害対策

尾根筋や沢筋に、保護樹林帯として広葉樹を残したり、風のあたる箇所などでは、間伐率を抑えた間伐を繰り返す。

台風などの気象災害が発生した場合は、可能な限り風倒木を処理し、現状復旧に努める。崩落などで現状復旧が困難な場合は、速やかに森林組合・行政機関に連絡し対応を協議する。

(8) 森林火災への対応

林野火災予消防マニュアルを遵守し、防火に努める。

火災発生時は消防署、地元消防団、地域住民に直ちに連絡し、消火及び火災の拡大防止に努める。消火後は、林地の現況復旧に努める。

(9) 地域との連携

森林認証を取得するにあたり検討した、生物多様性への配慮、過去の施業を整理し見直すことで、これからの施業の計画を明確に示すこと、各種マニュアルの整備といった考え方を林業・木材産業事業者、地域の森林所有者に普及していく。

認証森林の存在は、地域の森林が市民共有の財産であることの証として大変重要な存在である。森林ボランティアの受け入れなどを通して、市民が認証森林とふれあう機会を設ける。

動植物の生態調査により、貴重な動植物が見つかった場合は、関係機関に連絡するとともに、その保護の体制を整える。

(10) 森林環境教育

認証森林で働く者は、生物多様性の保全・森林環境保全に関する知識を深めるよう努力を怠らないとともに、その考え方をより多くの市民に伝えることが必要である。

宍粟市が実施している「宍粟の森林見学ツアー」の見学地として、平成18年にはじめて受け入れ、参加した都市住民との交流を図ることができた。

イベントや研修会の受け入れ、マスメディアなどでの情報公開、展示林の設置など、森林環境教育フィールドとしての整備を行っていく。

東河内株山共有林 分別・表示事業体の概要

1. 申請者名称・所在地 東河内株山共有林 管理者 長野隆一
兵庫県宍粟市一宮町能倉 499

2. 事業内容・業種 東河内株山共有林 / 山林経営

3. 東河内株山共有林沿革

元来この林野は東河内住民178戸の共有地であったが、明治25年当時に紛争が起こり48戸は売却し、130戸は山林を分割取得して登記する事とし、130名の署名捺印により8箇条からなる山林共有者規約証書を作成し、山林5筆に対し平等の共有権を有する事となった。

初代管理者は焼山久吉氏であり、遠く奈良吉野まで出向いて植林の方法を学んだ。

それから後、植林事業を進めて行き、事業が軌道に乗り始めると売却された林野を買い戻し、夫役による植林と下刈の時代を経て、収入間伐また皆伐とサイクルを重ねて昭和期には常用の労務者を雇い、年々伐採する植林は約3町歩、そしてその伐採跡地に次々と整地してスギ・ヒノキを植え込み、補植・下刈・枝打と毎年使用する労務者は延べ1,500余名とその労賃も地域住民を潤した。

所有山林面積は371.45haであり、その内80.93haを独立行政法人緑資源機構と分収造林契約し、残り290.52haを管理している。

従来は、原木の販売に当たっては売却地を決めた上で郡内十数社による入札方式を採用し、立木販売により構成員に利益を分配してきたが、価格低迷により平成12年を最後に皆伐作業は中止した。以降毎年20ha程度を切り捨て間伐により手入れをしていたが、18年度から列状収入間伐を取り入れ、約3千 m^3 の販売を実施することにより1,520万円の利益があり、分配できるようになった。

4. 分別・表示管理体制

東河内株山共有林では「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定め、「SGEC森林認証された森林から生産した認証林産物と非認証の他の林産物が、保管、出荷の各段階で混在しないよう、分別・表示管理する管理責任者を設置し管理体制を確立するとともに、伝票など帳票類を作成・保存して認証林産物の普及・PRに努める」こととしている。

なお、それに加え「認証林産物の生産・出荷管理計画図」及び「SGEC分別・表示管理体制図」を定めている。

平成 19 年 3 月 作成

認証林産物の分別・表示管理方針書

東河内株山共有林

東河内株山共有林は、山林での素材生産において、SGEC 認証森林から産出された林産物の有効かつ効率的な利用をめざし、『緑の循環』認証会議（SGEC）が定める分別管理及び表示管理システムを下記のとおり確立し、事業活動を行うよう努めることとする。

1. 管理体制の確立

SGEC 認証森林から産出された林産物（以下「SGEC 認証林産物」という。）と、それ以外の林産物が生産及び出荷の過程で混在しないように、素材生産を行う請負業者に対し指導を徹底し、適正な管理体制を確立する。

また、伝票など帳票類を作成・保存するとともに、認証林産物の普及・PR に努める。

2. 生産・搬出

- ① 素材の生産を行うにあたっては、素材生産請負業者はSGEC認証森林であることを確認する。
- ② 素材の搬出にあたっては、発送伝票で区分し、SGEC認証林産物であることが確認できるようにする。

3. 保管

- ① SGEC 認証林産物の保管は、あらかじめ定めた保管場所で行うこととし、保管中は、SGEC 認証林産物であることが、第三者にも識別できるよう掲示板を掲げる。
- ② SGEC 認証林産物の移動は、管理責任者の承認なしには行わないこととする。

4. 帳簿管理

- ① 認証林産物と非認証林産物は明確に区分し、管理を行う。
- ② 伝票など帳票類を作成・保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備える。

5. 研 修

- ① 素材生産請負業者に対する研修は、新規請負時に必ず実施することとする。
その他、必要に応じて適時行う。
- ② 素材生産請負業者の従業員に対しても分別・表示の趣旨の周知を図る。

6. その他

- ① 分別・表示管理を的確に行い、「緑の循環」認証会議（SGEC）の目的を損なわないよう努めることとする。

Ⅱ. 審査経過

1. 東河内株山共有林 所有森林及び分別・表示事業体の審査経過

東河内株山共有林 所有森林及び分別・表示事業体の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、大竹秀一の3名が下記のとおり行った。

【モデル審査の実施】

平成18年1月31日 兵庫県龍野農林振興事務所森林林業課および宍粟市産業部林業振興課との共催により、SGEC本部 真下正樹氏と全林協 大竹修一が講師になって、東河内株山共有林、山崎木材市場、株式会社大成を対象に、SGEC森林認証および事業体認定にかかるモデル審査を実施した。

【審査申込】

平成19年2月28日／審査申込

(内容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

平成19年3月10～15日 書類確認

平成19年3月29・30日／現地確認審査

(内容)

1. モデル審査においては、大竹秀一が既存資料の内容を確認し、新たに作製する資料についての指導及び修正事項などを指示するとともに現地の森林の状況を視察確認してきた。
2. 3月の現地確認審査においては、野田昭一が現地の確認をしてきた。

(場所)

東河内株山共有林 所有森林及び分別・表示事業体の現地における森林等の状況及び事務所等の確認

(審査員)

モデル審査 (社) 全国林業改良普及協会 大竹秀一

現地確認審査 (社) 全国林業改良普及協会 野田昭一

(現地確認審査時の出席者)

兵庫県龍野農林振興事務所	森林林業課課長補佐	井上 靖
宍粟市産業部林業振興課	宍粟材推進室長	寺田 美喜也
	宍粟材推進係長	寺元 久史
東河内株山共有林	管理者	長野 隆一
	副管理者	長野 豊彦
	評議員	中尾 卓巳
	同	藤原 政広
	同	前田 勝之
	同	岡崎 福雄

(内 容)

1. 「認証(認定)審査」の一環として書類確認及び現地確認を行った。
2. 東河内株山共有林 所有森林及び分別・表示事業体の森林及び林道等の状況、造林事業及び間伐、森林被害の状況、山土場における原木の集積状況等、各工程管理の仕組み等、事業及び経営の概況等について、現地説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。

平成19年3月上旬／審査書類調整

平成19年3月29・30日／確認審査

平成19年6月20日／審査委員会(書類審査)

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
(株)木構造振興専務取締役(元森林総研) 農学博士	西村 勝美
前東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
東京農工大学準教授・農学博士	土屋 俊幸
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺政一
同	児島 裕
同	野田 昭一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGECの定める「森林認証基準・指標」「ガイドライン」の事項及びSGECの定める「認証（認定）審査」基準事項等に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 当協会審査センターから提出した資料、現地森林の現地写真及び東河内株山共有林 所有森林における管理の考え方、各作業の工程管理の仕組み等に係る各般の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請森林は認証に値する森林であり、また認定に値する事業体であると認められた。

Ⅲ. 東河内株山共有林 所有森林及び分別・表示事業体の審査における判定事由書

1. 東河内株山共有林 所有森林

S G E Cの定める7つの基準・35の指標・64のガイドラインの「認証審査」基準事項に基づき、次の「東河内株山共有林 所有森林 森林認証判定表」のとおり、59項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づき、別紙Ⅳの「東河内株山共有林 所有森林の審査判定表（森林認証）」のとおり「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、東河内株山共有林 所有森林は、認証に値する森林であるとして判定された。

なお、審査委員会により、下記の「向上目標」が付記された。

【向上目標】

- 1 モニタリングを継続的に実施することにより、所有山林の状態を常に把握するよう努めること
- 2 モニタリングを継続的に実施することにより、所有山林に生息・生育する動植物の把握及び記録に努めること
- 3 風衝地、尾根筋、沢筋など保護樹帯として針広混交林に誘導していくべき人工林については、積極的に誘導策を取っていくこと。
- 4 森林利用者への生物多様性の保全に関する研修を行うとともに環境配慮に対する意識を共有すること
- 5 モニタリングを継続的に実施することにより、所有山林の状態を常に把握するよう努めること
その結果は、今後の森林施業に役立てること

1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定

1-1 / 土地、森林資源などの所有者・管理者が明確であること。

認証対象森林は、兵庫県宍粟市一宮町能倉 499「東河内株山共有林」（管理者長野隆一）他 67 名が所有し管理する、宍粟市一宮町に位置する森林 2 団地（中坪、本谷）289.59ha（所有面積は約 371ha であるが公団造林分収造林契約地等は除外）である。

当共有山には「森林調査簿」「森林計画図」などが常備されており、現地で確認できる。

1-2 / 対象森林の所在場所別面積、人工植栽に係る森林の区別（人工林、天然林別）、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林調査簿類が常備されていること。

「森林調査簿」が常備されており、5 年おきの森林施業計画樹立の際の森林調査により、更新されている。

1-3 / 対象森林の位置が、現地及び図面上で明瞭であること。

森林計画図を樹種別（ヒノキ・スギ・マツ・カラマツ・その他広葉樹）に色分けした「林相現況図」（1/5000）を常備している。

なお、主な境界には境界標が設置されており、認証対象森林の位置は、現地及び図面上で明確であることを確認した。

1-4 / 森林計画制度の森林施業計画あるいはそれに準じた管理計画が樹立されていること。管理計画の中で、森林所有者等が自らの意志で、持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針が策定されていること。

認証対象森林は、揖保川森林計画区に位置しており、「宍粟市（旧一宮町）森林整備計画」において、すべて「水土保持林」に区分されている。

東河内株山共有林では、「東河内株山共有林の経営方針等」を定め、ヒノキ・スギの伐期を 100 年程度とし、間伐の繰り返しによる長伐期施業をめざしている。有用広葉樹については、天然更新としている。さらに、林相別の施業指針を定め、個々の森林の特性に応じた施業を行っている。

認証対象森林は、森林施業計画の認定を受けている。

「森林施業計画書」（平成 14～平成 19 年、平成 15 年 4 月、16 年 4 月と 12 月、17 年 4 月に主として風倒木被害により一部変更を認定）及び認定書の写しを確認した。

「東河内株山共有林の経営方針」「森林施業の実施に関する長期の方針」により、その実施状況を現地で確認した。

東河内株山共有林では、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」を定め、水土保全、生物多様性の保全など、環境に配慮した施業を行っていくこととしている。

さらに、巡視時・作業完了時にモニタリングを継続的に実施することとしている。

1－5／人工林のみでなく、天然林についても、地域の特性を考慮し適切な管理計画が樹立されていること。

認証対象森林のうち95%がスギ、ヒノキ、アカマツ等の人工林となっている。天然林は、岩石地、急斜面等造林不適地に限定されており、天然林は、コナラ、ミズナラ、ウラジロノキ、クリ等の落葉広葉樹、アカマツ等が残されている。これらの林分については極力伐採を避け、災害防止・生物多様性の保全などに役立たせることとしている。これらの方針は宍粟市（旧一宮町）森林整備計画の基本方向にも適合している。

基準2 生物多様性の保全

2－1／生物多様性保全のための計画は、ランドスケープレベルの管理方針が定められているとともに、主要な森林タイプについて林分レベルの管理方針が定められていること。

認証対象森林は、揖保川森林計画区に位置しており、「宍粟市（旧一宮町）森林整備計画」において、すべて「水土保全林」に区分されている。

対象森林の95%は人工林となっており、天然林は、尾根筋、沢筋、岩石地、急斜面など造林の不適地にコナラ、ミズナラ、ウラジロノキ、クリ等の落葉広葉樹、アカマツ等が散在して残されている。

「生物多様性の保全を考慮した施業指針」において、これらの天然林等を活かして保護樹帯、水辺林の設置など動植物の生息・生育環境の保全に努めることとしている。

認証対象森林の天然林は、標高の高い尾根筋や急斜面及び沢筋などにコナラ、ミズナラ、ウラジロノキ、クリ等の落葉広葉樹、アカマツ等が散在して残されているが、これらのうち有用広葉樹は過去にも単木的に伐採・利用されてきていることから、原生林またはそれに近い天然林はないことを確認した。このため、審査要件から除外した。

2－2／対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素（原生林、天然林、

里山林、草地、湿地、沼、農地など）が地図上で明らかにされ、それらの管理方針が定められていること。

森林計画図を樹種別（スギ・ヒノキ・アカマツその他広葉樹）に色分けした「林相現況図」（1/5000）を常備している。

これまで認証対象森林の動植物の調査は行われていない。

今後、モニタリングを継続的に実施することにより、貴重な動植物の存在が確認されれば、速やかに行政機関、研究機関に報告し、その保護に努めることとしている。

認証対象森林には、沢筋には、ミズキ、コナラ、トチなどの広葉樹が残されている。スギ・ヒノキ・アカマツの人工林となっている林分についても、除・間伐が適切に実施され、林内は明るく、下層植生が維持されていることを確認した。環境方針の中に、「水辺林の設置など動植物の生息・生育環境の保全に努める」とあり、今後一部の山で、適地には植林を進めていくこととしているが、沢筋の水辺林はそのまま保全していくこととしている。

2－3／絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧に属する種及びその生息地の保護が図られていること。

「兵庫県の保護上重要な野生生物」を常備している。

東河内株山共有林では、巡視時・作業完了時に、モニタリング調査を継続的に実施し、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」において「貴重な動植物の存在が確認されれば、速やかに行政機関、研究機関に報告し、その保護に努める」こととしている。

認証対象森林のうち、天然林は標高の高い尾根筋や急斜面及び沢筋などにコナラ、ミズナラ、ウラジロノキ、クリ等の落葉広葉樹、アカマツ等が散在して残されている。人工林においても、ミズナラ、クリなどの広葉樹が単木状に適度に残されており、昆虫・鳥類などの採餌木となっている。

「東河内株山共有林の環境方針」において、動植物の生息・生育環境の保全に努めることとしている。

現地確認により、作業道の法面保護柵、横断排水溝などに間伐小径木が利用されていることを確認した。

2－4／下層植生を含め自然植生の保護に努めること。

現地確認により、除・間伐が適切に行われており、林内は明るく、下層植生が維持されていることを確認した。

なお、要間伐森林については、保安林改良事業等も活用して、計画的に間伐を実施する。森林の持つ公益的機能の維持・向上に努めることとしている。

基準 3 土壌及び水資源の保全と維持

3-1 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系及び道路沿いには適切な保護樹帯を設けていること。

認証対象森林のうち、95%がスギ、ヒノキ、アカマツ等の人工林となっているが、天然林は、標高の高い尾根筋や急斜面及び沢筋などにコナラ、ミズナラ、ウラジロノキ、クリ等の落葉広葉樹、アカマツ等が残されている。これらの落葉広葉樹は、保護樹帯の役割も担っている。

認証対象森林は、95%がスギ、ヒノキ、アカマツ等の人工林になっており、天然林は、標高の高い尾根筋や急斜面及び沢筋などにコナラ、ミズナラ、ウラジロノキ、クリ等の落葉広葉樹、アカマツ等が残されている。また沢筋には、ミズキ・コナラ・トチなどの広葉樹が残されている。スギ、ヒノキの人工林についても、尾根筋等については兵庫県民緑税事業等を活用し小面積皆伐等により既存の広葉樹と針広混交林化して保護樹林帯として仕立てていくこととしている。その他の人工林では、除・間伐が適切に行われており、林内は明るく、下層植生が維持されていることを確認した。なお、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」において、保護樹帯、水辺林を残すこととしている。

3-2 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流出防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮されていること。

認証対象森林は、揖保川森林計画区に位置しており、「宍粟市（旧一宮町）森林整備計画」において、すべて「水土保持林」に区分されている。このため、森林の持つ公益的機能の維持・向上に努め、下流域での水資源の保全を図ることとしている。

伐採・搬出作業は、組合員である素材生産業者等が、プロセッサ、フォワーダ等の高性能林業機械を駆使して実施している。集材は、作業路網の整備と平行しながら、これらの高性能林業機械で行っている。なお、伐採後は林地残材を適切に処理することとしており、林地保全等には最善の対応がなされている。

3-3 林業機械に用いる、燃料、オイルその他の汚染物質および農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払うこと。

東河内株山共有林では、燃料・オイル類は、関係法令及び「所有山林における燃料・オイル類管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと使用している。下流域での水利用への影響を考慮して、現在、林業薬剤は使用していない。なお、林業薬剤を使用する場合は、森林病虫害等防除法及び「林業薬剤管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと、必要最小限の使用にとどめることとしている。

3-4 / 林道等の開設に当たっては、水土保持に細心の注意を払うこと。

現地確認により、林道・作業道は、水土保持に配慮して設計・作設されており、間伐材の活用などにより、保守・管理も適切に行われていることを確認した。なお、林道・作業道の新設にあたっては、「生物多様性の保全、水土保持を常に意識し、森林環境への影響を検証しながら行う」こととしている。

基準4 森林生態系の生産力及び健全性の維持

4-1 / 伐採量は森林の機能区別に指定された森林施業計画認定基準の範囲内であり、適正に配置されていること。

大面積皆伐は避け、可能な箇所では、非皆伐施業を行う。また林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定められていること。

「森林施業計画書」（平成14～19年、平成15年4月、16年4月と12月、17年4月に主として風倒木被害により一部変更済み）の伐採計画の範囲内で、伐採を行っている。

伐期は個々の林分ごとに定めており、間伐の繰り返しによる長伐期施業をめざしている。

現地確認により、除・間伐の際に、林内に現存するミズナラ、クリなどの広葉樹を適度に残していることを確認した。

伐採方法などは、「宍粟市（旧一宮町）森林整備計画」の施業基準に準拠している。

「森林施業計画書」（平成14～19年、平成15年4月、16年4月と12月、17年4月に主として風倒木被害により一部変更済み）の伐採計画に基づいて、伐採を行っている。

「森林施業計画書」（平成14～19年、平成15年4月、16年4月と12月、17年4月に主として風倒木被害により一部変更済み）の伐採計画に基づいて、伐採を行っている。

4-2 / 伐採後は計画期間内に確実に更新されていること。伐採跡地などの人

工更新は、施業の履歴を踏まえて、適地適木の原則が守られていること。

最近5年間の施業履歴に、伐採と更新の実績が記録されている。
伐採後は2年以内に「適地適木」の原則に基づき、地域在来の苗木を植えている。
なお、更新期間は、「宍粟市（旧一宮町）森林整備計画」に準拠していることを確認した。

更新方法などは、「宍粟市（旧一宮町）森林整備計画」の施業基準に準拠していることを確認した。

「森林施業計画書」（平成14～19年、平成15年4月、16年4月と12月、17年4月に主として風倒木被害により一部変更済み）の造林計画に基づいて、更新を行っている。

東河内株山共有林では、「適地適木」の原則に基づき、地域在来の苗木を植えている。

なお、植栽本数は、「宍粟市（旧一宮町）森林整備計画」の施業基準に準拠して、ha当たり2000～3000本を植えている。

植え付け後は、巡視等により、その地に根付かなかった苗木が確認された場合は、すみやかに補植を行っている。

4-3 / 天然林についても、的確な更新作業が行われていること。

認証対象森林の天然林は、標高の高い尾根筋や急斜面及び沢筋などにコナラ、クリ、サクラ、ミズキ、シデ、ホウ等の落葉広葉樹が残されている。また沢筋には、ミズキ・コナラ・トチなどの広葉樹が残されている。

天然林では、原則として、有用樹の単木的な収穫・利用にとどめ、自然の推移に委ねることとしている。

4-4 / 期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じて適切に行われていること。

現地確認により、除・間伐の際に、林内に現存するミズナラ・クリなどの広葉樹を適度に残していることを確認した。

保育方法などは、「宍粟市（旧一宮町）森林整備計画」の施業基準に準拠している。

最近5年間の施業履歴に保育の実績が記録されており、その実施状況を現地で確認した。

「森林施業計画書」（平成14～19年、平成15年4月、16年4月と12月、17年

4月 に主として風倒木被害により一部変更済み) の保育計画に基づいて、保育を行う予定である。

4-5 / 必要に応じて間伐が的確に実行されること。

「森林施業計画書」(平成14~19年、平成15年4月、16年4月と12月、17年4月 に主として風倒木被害により一部変更済み) の伐採計画に基づいて、計画的に間伐を行っている。

間伐方法などは、「宍粟市(旧一宮町)森林整備計画」の施業基準に準拠している。

なお、除・間伐の際には、林内に現存するミズナラ・クリなどの有用広葉樹を適度に残している。

最近5年分の施業履歴に、保育間伐、収入間伐の実績が記録されており、その実施状況を現地で確認した。

4-6 / 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られていること。

東河内株山共有林では、下流域での水利用への影響を考慮して、現在、林業薬剤は使用していない。

なお、林業薬剤を使用する場合は、森林病虫害等防除法及び「林業薬剤管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと、必要最小限の使用にとどめることとしている。

最近5年間の施業履歴と森林被害の記録が、整備されている。

病害：特になし

虫害：特になし

獣害：特になし

気象害：平成14年度降雨不足による干害0.9Haが発生し、森林国営保険により翌年4月にスギ2,100本、ヒノキ700本の改植をした。平成16年台風23号による風害2.3Haが発生し、1.6Haに対して平成19年4月にヒノキ1,320本シバグリ1,300本の全額補助事業により鹿柵設置のうえ植林を実施して混交林化を図った。

4-7 / 山火事に対する適切な予防と被害への対処が図られていること。

東河内株山共有林では、「林野火災予消防マニュアル」を定め、林野火災の予防及び消火体制を整えている。林内10カ所に設置した標柱に火の用心のプレー

トを付けており、人的な山林火災の発生防止に努めている。また、携帯電話の使用が不可能な地域については、防災無線通信訓練を実施している。

管理者自身が地元消防団の団長を務めており、また役員は全員が消防団経験者である。山火事災害が発生すれば、消防団にはメールによる出動命令が一斉に送信され、役員を含む地域住民にはオフトーク通信によって即時連絡により早急な対応がとれるような体制を取っている。最近では近隣の山林において落雷火災がまれに発生しているが、被害は数本以内に留まっており、ヘリコプター等の投入も可能である。

4－8／農薬など化学物質の使用については、法令などを遵守し、かつ必要最小限の用途にとどめていること。

東河内株山共有林では、下流域での水利用への影響を考慮して、現在、林業薬剤は使用していない。

なお、林業薬剤を使用する場合は、森林病虫害等防除法及び「林業薬剤管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと、必要最小限の使用にとどめることとしている。

基準5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組

5－1／日本の全ての法律および日本が調印した全ての国際条約や合意を遵守すること。

東河内株山共有林では、「林業を経営していく上で、あらゆる法律、条例を遵守する」考えである。

東河内株山共有林では、「林野小六法」などの法令集が常備されており、またインターネット等のアクセスにより、いつでも参照できる環境が整えられている。

5－3／管理計画の実行に当たり、雇用者、委託者や林業従事者に対して生物多様性や労働安全などに関して適切な訓練と指導を行っていること。

東河内株山共有林では、「東河内株山共有林の環境方針」を定め、地球温暖化の防止、水土保全、生物多様性の保全など、森林利用者ともよく協議し、協力して、環境に配慮した施業を行っていくこととしている。

今までも、宍粟市住民を対象とした森林教室の開催等により森林利用者への生物多様性の保全等に関する研修を行ってきた。

東河内株山共有林では、「安全衛生及び健康管理マニュアル」を定め、労働災害の防止に努めている。

なお、関係従業員は、林業・木材製造業労働災害防止協会等の安全衛生指導を受けている。

5－4／従業員に対する社会保障、必要な訓練の実施、健康と安全の確保を図られていること。

東河内株山共有林で、働く事業者の従業員全員が社会保険制度に加入している。

東河内株山共有林では、「安全衛生及び健康管理マニュアル」を定め、労働災害の防止に努めている。

なお、関係従業員は、林業・木材製造業労働災害防止協会等の安全衛生指導を受けている。

現地確認により、安全点検など、自主的な安全活動が行われていることを確認した。

基準6 社会・経済の便益の維持及び増進

6－1／市民に自然に触れ合う機会／場所の提供に努めていること。 森林を地元でできるだけ公開し、便益の提供をすること。

東河内株山共有林では、所有山林などをフィールドに、一般市民を対象に年間計画を立てて、積極的な森林・林業教育を行っている。なお宍粟市、しそうの森の木協同組合と共催で神戸市民等を対象にした地元の木で家を建てようキャンペーン等を実施した。

なお、木材に親しんで貰う目的で、木工教室の開催など、子どもたちが木に親しむ活動に力を入れている。

6－2／入山者に対する環境教育、安全などへの指導および対策が整備されていること。

東河内株山共有林では、所有山林内の要所に案内標識を10数カ所設置してある。また各種の森林・環境教育を実施しており、プログラムは充実しており、この施設とあいまって森林・環境教育を行う体制は充実している。

東河内株山共有林では、所有山林の入口付近に看板を設置また林内の要所に案内標識を設置するなどして、入林者に山火事防止、動植物の乱獲防止、ゴミの持ち帰りなど、マナーの啓発に努めている。

6－3／森林レクリエーションや景観の維持に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられていること。

東河内株山共有林では、人工林においても、林内に現存するミズナラ、クリなどの有用広葉樹を適度に残すなど、多様な森林づくりに取り組んでおり、景観保全に配慮した施業を行っている。

6－4／文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林が保護されていること。

東河内株山共有林では、これまでも、所有山林の一部を展示林、見本林として森林教室等に活用してきたが、森林認証を契機に今後更に同様な取り組みを増加させていく考えである。

6－5／「緑の循環システム」の趣旨が遵守されるよう、認証森林より産出された認証林産物を、消費者に対し適正に提供するために、認証林産物が、明確に区分けされるよう努めること。

また、認証森林から産出される認証林産物が、緑の循環資源として、多様な用途に有効活用されていること。

東河内株山共有林では、認証林産物の分別・表示管理体制を確立するとともに、積極的に認証材の販路開拓を行っていく考えである。

現地確認により、作業道の路肩の法面保護柵、横断排水溝などに間伐小径木が利用されていることを確認した。

6－6／対象森林の管理・整備が地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源としてプラスになるよう努めていること。

現地確認により、所有山林においては、除・間伐が適切に行われているなど、森林の健全性が保たれている。

東河内株山共有林では、「作業現場における油類の取扱いマニュアル」を定め、「作業現場で燃料等の油類が漏出した場合は、生態系や環境への影響が大きいことから、油類の取扱いは慎重に行う」こととしている。

6－7／地元住民、利害関係者等との対話連携を図り、地域社会における役割と貢献に配慮して取り組んでいること。

東河内株山共有林は、宍粟市の優良森林として認識されており、宝塚歌劇団の応援を得て創始者の焼山久吉翁を題材にしたミュージカルも上演されている。管理者の長野隆一氏は林業・木材関係団体の役職を務めるなど、地域リーダーとして活躍している。また林内では、高性能林業機械の実演会や講習会など関係者を集め実施している。

さらに、「森林見学会」を実施するなど、地域における森林管理の重要性を普及させる意味で、重要な役割を果たしている。

東河内株山共有林は、森林認証の意義・目的を仲間に伝えるとともに、自ら実践し、地域に広めていくこととしている

基準7 モニタリングと情報公開

7-1 / 管理計画の実行状況としての影響を評価するためのモニタリングを、適宜実施すること。

モニタリングの結果は、管理計画の実行及び改訂に反映され、必要に応じて見直しが図られること。

東河内株山共有林では、「モニタリング調査実施要領」により巡視時及び作業完了時に実施するモニタリングのチェック項目を設定している。
上記に基づき、モニタリングを継続的に実施することとしている。

7-2 / 地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協力体制が整っていること。

これまで第三者機関によるモニタリング調査は行われていない。
なお、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」により、行政機関、研究機関から協力要請があった場合は、可能な限り協力することとしている。

7-3 / 対象森林に関する各種情報の記録を極力残すこと。施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録が残されていること。

最近5年間の施業履歴と森林被害の記録が、整備されている。

病害：特になし

虫害：特になし

獣害：特になし

森林火災：特になし

気象害：平成14年度降雨不足による干害0.9Haが発生し、森林国営保険により翌年4月にスギ2,100本、ヒノキ700本の改植をした。平成16年台風23号による風害2.3Haが発生し、1.6Haに対して平成19年4月にヒノキ1,320本シバグ

リ 1,300 本の全額補助事業により鹿柵設置のうえ植林を実施して混交林化を図った。

7-4 / 管理計画、モニタリングについては、公正・公開を原則とすること。

管理計画・モニタリングの結果について、公開の要請があった場合は、原則として、公開する考えである。

2. 東河内株山共有林 分別・表示事業体

審査委員会により、S G E Cの定める「認定審査」基準事項に基づき、次の「**東河内株山共有林 分別・表示事業体 判定表**」のとおり、10項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づき、別紙Ⅳの2「**東河内株山共有林の審査判定表（分別・表示）**」のとおり「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、**東河内株山共有林 分別・表示事業体**は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、下記の「向上目標」が付記された。

【向上目標】

1. 原木販売の相手方である素材生産業者との連携を密にして、認証材の分別・管理が適格に図られるよう努めること
2. 分別・管理については関係職員に対し十分な教育・研修を行うこと

基準 1 経営の健全性

1-1 / 妥当である 持続的に事業活動を行いうる事業体であること

東河内株山共有林（兵庫県宍粟市一宮町能倉 499）は元々東河内住民 178 戸の共有林であったが明治 25 年紛争が起こり、一部の所有者が抜けて 130 戸の共有林として登記し、その後権利の売買などを経て、現在 59 戸 68 人が共有する共有林となっている。これまで植林事業と保育作業を継続してきており、現在林地の 95%がスギ、ヒノキ、アカマツの造林地となっている。これまで小面積皆伐による立木販売を行ってきたが材価の低迷により平成 12 年度を最後に皆伐作業は取りやめ、切り捨て間伐により森林整備を行ってきた。平成 18 年度から列状収入間伐を実施することにしたところ利益が 1,520 万円上がり、株主にたいし分配できるようになった。原木の販売は、しそ森林組合、（協）しそ森の木、（株）グリーン興産、（有）藤原木材など信頼のおける地元の素材生産業者に行っている。平成 18 年度では年間伐採量約 3 千 m³、木材販売高 2,500 万円となっている。現在伐採コストを引き下げるため、作業道開設等を行っている。

1-2 / 妥当である 経営指標に照らし、財務状態が健全であること

「決算報告書」により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した。

基準 2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である 認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること

東河内株山共有林では、自社山林から生産される素材のみを認証材として取り扱っていく考えである。

2-2 / 妥当である 認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること

上記 1.1 に同じ

2-3 / 妥当である 認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

東河内株山共有林の管理者長野隆一氏は、森林認証を獲得した上は広範囲に認証制度を普及させ、また認証材を取り扱う事業者と更に連携を深めて、宍粟材を地元の住宅に使う運動を強化し、林業振興ひいては地域振興につなげていく考えである。

基準3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

東河内株山共有林では、「認証林産物の分別・表示管理方針書」「認証林産物の生産・出荷管理計画図」及び「SGEC 分別・表示管理体制図」を作成している。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

同共有林には、素材集積山土場があり、認証材を保管することが出来る。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

東河内株山共有林では、分別・表示管理を担当するSGEC認証林産物管理責任者及び現場担当者を配置し、研修を行うこととしている。
なお、「SGEC 分別・表示管理体制図」を作成している。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、伝票などの帳票類は適正に管理・保管されていることを確認した。

認証林産物と非認証林産物とは明確に区別することとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

現地確認により、素材などについて定期的に検収を行っていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。

IV. 東河内株山共有林 所有森林及び分別・表示事業体の関係資料等

1. 確認資料一覧

(1) 森林認証関係

- 東河内株山共有林の概要
- 施業実施仕様書
- 生物多様性の保全を考慮した施業指針
- モニタリング調査実施要領
- 安全衛生及び健康管理マニュアル
- 安全作業マニュアル
- 緊急連絡先
- 作業現場における油類の取扱いマニュアル
- 林業薬剤管理マニュアル
- 林野火災予消防マニュアル

(2) 事業体認定関連

- 東河内株山共有林 の分別・表示事業体の概要
- 認証林産物の分別・表示管理方針書
- 認証林産物の生産・出荷管理計画図
- S G E C分別・表示管理体制図
- S G E C森林認証事業体組織図

2. 審査写真等

3. 審査判定表